国民年金のお知らせ

ハイサイ市民課
国民年金グループ
TEL:861-6901
FAX:862-4564

国民年金保険料を納付できないときは

免除制度をご利用ください!

7月1日（月）から令和6年度分の受付開始

免除対象となる期間：令和6年7月から令和7年6月まで

自分にあった
免除制度について
・**申請免除制度**
・**納付猶予制度**
次のページをご覧ください

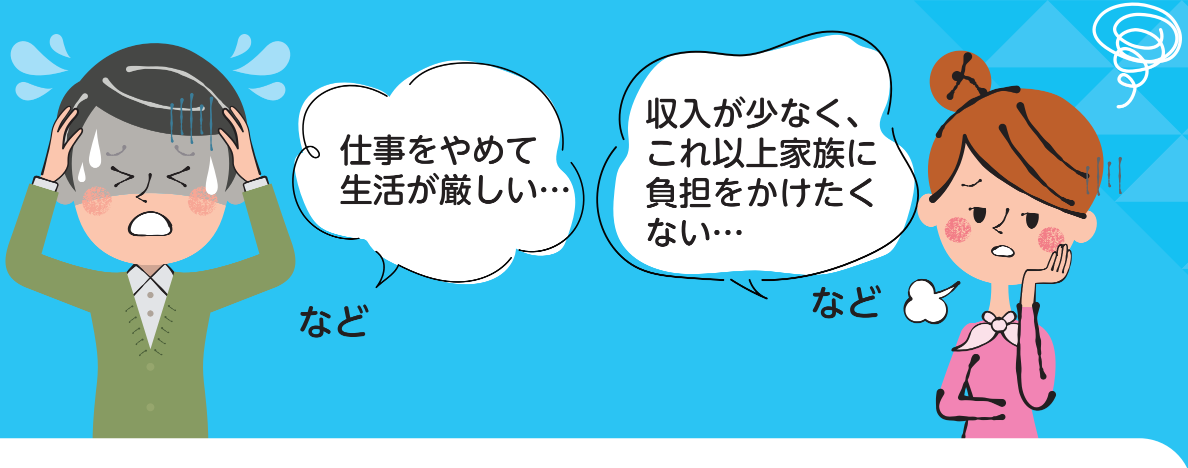

国民年金保険料が納められないからといって、そのままにしていませんか?

未納のまま放っておくと、年金を受け取ることができなくなる場合があります。国民年金保険料を納めない期間でも「免除」と「未納」では異なります。あなたの年金を守るためにも、免除制度を利用しましょう。

受付場所・受付時間

受付場所：**那覇市役所 ハイサイ市民課 国民年金グループ**（本庁舎1階11番窓口）　支所では受付できません。

受付開始：**令和6年7月1日（月）**（土日祝日を除きます）

受付時間：**平日の午前8時30分から午後5時15分**
混雑が予想されますので、なるべく午後4時45分までにお越しください。

手続きに必要なもの

- **基礎年金番号が分かるもの**（基礎年金番号通知書・年金手帳・納付書等）
- **本人確認ができるもの**（顔写真付き書類1点または顔写真なし書類2点）

※ 申請内容によっては、上記書類以外にも追加で書類を提出していただく場合があります。

本人・配偶者・世帯主のうち次の条件に該当する人がいる場合

- 令和4年 12 月 31 日から免除申請日までの間に仕事を辞めた人で、離職票、雇用保険受給資格者証、または退職辞令書（公務員を退職した人）があればご持参ください。

申請について

代理人が申請する場合は、本人直筆の委任状が必要です!同一世帯でも委任状が必要です。 委任状について、詳しくは3ページをご確認ください。

申請が遅れても、所得審査の結果承認されると7月にさかのぼって申請免除または納付猶予を受けられます。しかし、申請が遅れると「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」を受け取ることができなくなる場合がありますので、8月末までに申請することをおすすめします。

7月から8月末までに申請手続きすることをおすすめします。

マイナンバーカードを利用して、国民年金保険料の免除・納付猶予の電子申請ができます

メリット1　24時間365日、申請ができます!

メリット2　スマートフォンから申請できます!

メリット3　処理状況も申請結果も確認できます!

まずはマイナポータルの「利用者登録」が必要です ▶

手続にはマイナンバーカードと、その受け取り時に設定したパスワードが必要です。
https://myna.go.jp

他にも電子申請できる手続きがあります!詳しくは、3ページをご覧ください。

何もせずに未納にすると…

国民年金保険料の未納が続くと、年金を受け取ることができなくなる場合があります。

こんなに違う、免除と未納

		申請免除	納付猶予/学生納付特例	未納
老後のための **老齢基礎年金** の	受け取る年金額の計算に	△ 減額されますが、反映されます	× 反映されません	×反映されません
	受給資格期間に	○ 算入されます	○ 算入されます	×算入されません
もしもの時の **障害基礎年金** **遺族基礎年金** の	受給資格期間に	○ 算入されます	○ 算入されます	×算入されません

免除制度

第２号被保険者（厚生年金、共済加入者）、第３号被保険者（第２号被保険者の配偶者）、任意加入被保険者は免除制度の**対象外**です。

申請免除制度

本人、配偶者、世帯主それぞれが、次の①～③のいずれかに該当する場合に、申請して承認されると国民年金保険料の納付義務が全額、または一部免除されます。

①申請する年度の前年所得がない、または一定基準額以下の人（詳しくは【前年所得の基準について】の下記表を参照してください。）
②障がい者、寡婦またはひとり親で、申請する年度の前年所得が 135 万円以下の人
③退職（失業）や自営業の休止・廃止、天災などの理由で納付が困難な人（特例免除といいます。）

「特例免除」について

免除申請する本人や配偶者、世帯主について退職（失業）などの理由がある場合が対象となります。通常であれば所得審査の対象となる本人・配偶者・世帯主のうち、退職（失業）などがあった人の所得は除いて審査され、承認されると国民年金保険料の納付義務が免除されます。詳しくは那覇市役所 ハイサイ市民課 国民年金グループまでお問い合わせください。

◎申請免除の種類

全額免除、一部免除（４分の３免除、半額免除、４分の１免除）
一部免除の場合、下表の納付すべき国民年金保険料を納付しないと免除にならず未納となりますのでご注意ください。

（令和6年度 国民年金保険料16,980円／月）

免除の種類	全額免除	一部免除		
		4分の3免除	半額免除	4分の1免除
納付すべき国民年金保険料（月額）	0円	残り4分の1（4,250円）	残り半額（8,490円）	残り4分の3（12,740円）

世帯主の所得が高く申請免除に該当しない人は…

納付猶予制度

申請する本人が 50 歳未満で本人、配偶者、それぞれが、上記の申請免除制度の①～③のいずれかに該当する場合に、申請して承認されると国民年金保険料の納付が猶予されます。※世帯主の前年所得は、審査の対象になりません。

前年所得の基準について

下記表の所得金額以下の人が、申請免除または納付猶予の対象となります。
申請免除：本人、配偶者、世帯主のそれぞれが、下記表の所得金額以下の人
納付猶予：本人、配偶者のそれぞれが、下記表の所得金額以下の人

下記表の所得金額は目安であり、所得の種類、扶養親族等の数、社会保険料控除額等の状況によって、申請免除または納付猶予に該当しない場合もあります。所得審査の結果、申請免除または納付猶予が該当しない場合は、却下となります。

扶養人数	全額免除 納付猶予	一部免除		
		4分の3免除	半額免除	4分の1免除
3人扶養（配偶者・子2人）	172万円	202万円	242万円	282万円
1人扶養（配偶者のみ）	102万円	126万円	166万円	206万円
扶養なし	67万円	88万円	128万円	168万円

・「3人扶養」および「1人扶養」のご夫婦は、夫または妻のどちらかのみに所得がある世帯の場合。
・「3人扶養」のお子さんは、ともに16歳未満の場合。

※学生納付特例制度の対象となる人は、申請免除制度や納付猶予制度を利用できません（3ページの「その他の免除制度」を参照）。

その他の免除制度

法定免除　届け出ると免除になる制度です

対象となる人:生活保護法の生活扶助を受けている人や障害基礎年金・障害厚生年金(1級・2級)を受けている人など

産前産後期間の国民年金保険料免除制度(平成31年4月からの制度)

産前産後期間として承認されると、他の免除・猶予等より優先され、国民年金保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。
対象となる人: 国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月以降の人

学生納付特例制度　学生で国民年金保険料の納付が困難なとき、納付を猶予(先送り)できる制度です

対象となる人: 学生で、所得が一定基準額以下の人

過去の期間に国民年金保険料の未納がある場合は…

申請の日から**過去2年1ヶ月前**までさかのぼって、申請免除・納付猶予、または学生納付特例の申請ができます。申請はお早目に!!

代理の方が申請する場合は、本人直筆の委任状が必要です!

委任状の様式は、日本年金機構ホームページよりダウンロードできます。
また、委任状は以下の事項を記載した任意の用紙でも有効です。

日本年金機構ホームページ
委任状様式・委任状記入例

1 委任年月日(委任状を作成した年月日)　2 代理人の氏名　3 代理人の住所　4 本人との関係
5 本人の基礎年金番号通知書、納付書、年金証書などに記載されている基礎年金番号　6 本人の氏名　7 本人の生年月日
8 本人の住所　9 本人の電話番号　10 委任する内容(例:国民年金への切替、国民年金保険料の免除等について)

※年金加入履歴の記録の交付を委任する場合は、「代理人へ交付を希望」か「本人宛郵送」を記載してください。

郵送申請のご案内

免除申請やそのほか一部の手続きは、郵送での届け出も可能です!
申請書は、日本年金機構ホームページから印刷できます。申請書と必要書類を添付のうえ、市役所または年金事務所まで郵送してください。

お問い合わせ先

〒900-8585　那覇市泉崎1－1－1　那覇市役所
ハイサイ市民課　国民年金グループ(本庁1階11番窓口)
TEL:098-861-6901

〒900-0025　那覇市壺川 2-3-9
那覇年金事務所 (代)
TEL:098-855-1111(自動音声案内2⇒2)

日本年金機構ホームページ
https://www.nenkin.go.jp

POINT 申請免除・納付猶予・学生納付特例が承認された人で現在納付できる人は、追納制度をご利用いただけます。

追納

申請免除・納付猶予・学生納付特例が承認された期間は、国民年金保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の受け取る額が少なくなります。そこで、将来受け取る老齢基礎年金の年金額を満額に近づけるため10年以内なら、さかのぼって国民年金保険料を納めること(追納)ができます。お申し込みは年金事務所へ。

那覇年金事務所 国民年金課(代)TEL:098-855-1111(自動音声案内2⇒2)

決済アプリ(スマートフォン)で国民年金保険料を納付できます!

国民年金保険料は、現金払い、口座振替、クレジットカード、電子納付(Pay-easy)での納付だけでなく、決済アプリ(スマートフォンアプリ)を使用した電子(キャッシュレス)決済でも納付できます。

ご利用に必要なもの

1. 納付書
2. スマートフォン
3. 決済アプリ

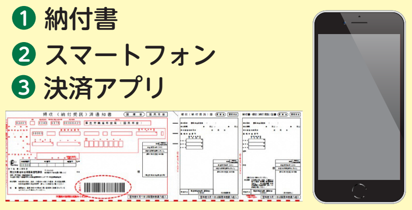

対象の決済アプリ(五十音順)

auPAY
d払い
PayB ※
PayPay
LINE Pay
楽天ペイ

※PayBについて、金融機関等が提供するアプリを含みます。
詳細は、PayBのホームページ (http://payb.jp/finance/)をご確認ください。

決済アプリでの納付

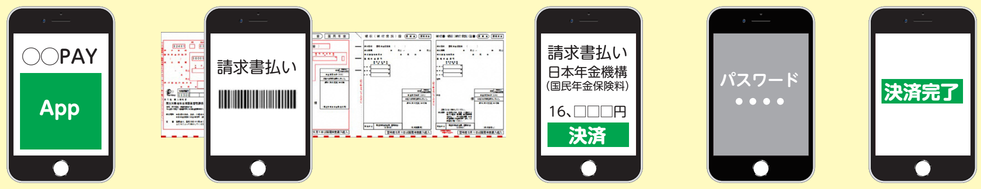

①アプリを起動　②納付書のバーコードを読み取り　③決済内容を確認　④パスワードを入力　⑤納付完了

バーコードが印字されない納付書(30万円を超える金額の納付書および延滞金納付書)は、スマートフォンアプリで決済ができません。
各決済アプリの操作方法や「ポイント」の付与・利用条件等については、ご利用の決済事業者にお問い合わせください。

マイナンバーカードを利用してカンタン! 便利な電子申請!

対象手続

①国民年金第 1 号被保険者加入の届出
(退職後の厚生年金からの変更等)
②国民年金保険料免除・納付猶予の申請
③国民年金保険料学生納付特例の申請

令和6年3月29日から、次のことについて電子申請できるようになりました。

④付加保険料の申出や辞退
⑤付加保険料の納付該当や非該当の届出
⑥国民年金保険料産前産後免除該当の届出
⑦国民年金保険料口座振替(変更)申出書兼還付振込方法(変更)の申出
⑧国民年金保険料口座振替辞退の申出

メリット 1　24時間365日、申請ができます!
メリット 2　スマートフォンから申請できます!
メリット 3　処理状況も申請結果も確認できます!

まずはマイナポータルの「利用者登録」が必要です▶

手続にはマイナンバーカードと、その受け取り時に設定したパスワードが必要です。

https://myna.go.jp

※「マイナポータル」とは、行政手続のオンライン申請、行政機関等からのお知らせ通知の受信などのサービスを提供しています。

国民年金からの給付

病気やケガで障がいが残ったら

障害基礎年金

障害基礎年金は、国民年金加入中（または60歳以上65歳未満で国内に住所のある期間、または20歳になる前）に初診日のある病気やけがによって、国民年金法で定められた障害等級の1級・2級に該当した場合に受け取ることができる年金です。

受給には、一定の納付要件を満たす必要があります。（20歳前に初診日がある場合は納付要件は不要）

納付要件

（次の①または②のいずれかひとつを満たしていることが必要）

①2／3要件
初診日の前日に、初診日がある月の前々月までの被保険者期間で、国民年金の保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上であること。

②直近の1年間要件（初診日が令和8年3月31日までにある場合の特例）
初診日の前日において、初診日がある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと。

障害基礎年金の額（令和6年度の年額）

1級障害	1,017,125円(68歳以上の人) 1,020,000円(67歳以下の人)
2級障害	813,700円(68歳以上の人) 816,000円(67歳以下の人)

老後の安心

老齢基礎年金

老齢基礎年金は、原則として65歳から受給する年金で、10年以上の受給資格期間（国民年金の保険料を納めた期間など）が必要です。免除や納付猶予、学生納付特例を受けた期間、合算対象期間（海外に居住していた期間等）は、この10年の受給資格期間に算入されます。

老齢基礎年金の額(令和6年度の年額)

満額　813,700円（68歳以上の人）
816,000円（67歳以下の人）

上記の年金額は、20歳から60歳までの40年間すべての期間の国民年金の保険料を納めた場合の年金額（満額）です。保険料免除や未納がある場合は、その期間に応じて減額されます。

納付猶予や学生納付特例期間、合算対象期間は、受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金額の計算には反映されません。

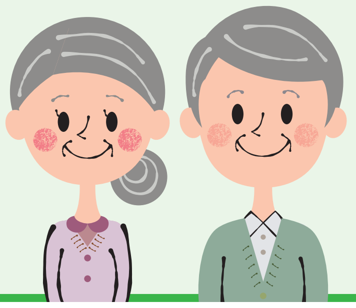

死亡一時金

死亡一時金は、死亡日の前日において、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）の保険料納付済期間が36月以上（一部納付の場合は月数が変わります）あり、老齢基礎年金や障害基礎年金などを受けずに亡くなったとき、生計を同じくしていた遺族が受けられます。

死亡一時金の金額

保険料納付月数	金 額
36月以上180月未満	120,000円
180月以上240月未満	145,000円
240月以上300月未満	170,000円
300月以上360月未満	220,000円
360月以上420月未満	270,000円
420月以上	320,000円

※付加保険料を36月以上納めていたときは、8,500円加算されます。
※遺族が遺族基礎年金の支給を受けられるときは支給されません。
※寡婦年金を受けられる場合は、どちらか一方を選択します。
※死亡一時金は、死亡後2年を経過すると請求できません。

大事な働き手を亡くしたとき

遺族基礎年金

遺族基礎年金は、次のいずれかの要件を満たしている人が死亡したときに、その人に生計を維持されていた「子のいる配偶者」又は「子」に支給されます。

1.国民年金の被保険者である間に死亡したとき
2.国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の人で、日本国内に住所を有していた人が死亡したとき
3.老齢基礎年金の受給権者であった人が死亡したとき
4.老齢基礎年金の受給資格を満たした人が死亡したとき

＊1および2については、一定の納付要件が必要で、3および4については、保険料納付済期間、免除期間および合算対象期間を合計した期間が25年以上ある人に限ります。
※子とは、18歳の誕生日を迎えた後の3月31日までの子、または障害等級1級・2級の状態にある20歳未満の子
※一定の納付要件とは左上の障害基礎年金の場合と同じです。「初診日」を「亡くなった日」と読み替えてください。

遺族基礎年金の額（令和6年度年額）

子が1人いる配偶者が受けとる場合	
1,048,500円　68歳以上の人	1,050,800円　67歳以下の人
子が受けとる場合（子1人のとき）	
816,000円	

※68歳以上の人：昭和31年4月1日以前生まれの人

くわしくは那覇市ハイサイ市民課国民年金グループまでご相談ください。TEL：098-861-6901